

医学教育分野別評価基準日本版 Ver. 2.34 について

標記の件につきましては、下記の対照表のとおり、修正を行いました。

記

新 (Ver. 2.34)	旧 (Ver. 2.33)
<p><b><u>B1.1.3-1.1.7</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医学部は、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>使命のなかに、以下の資質・能力を持つ</b>医師を養成する<b>ための</b>目的と教育指針の概略を定めなくてはならない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医学部は、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>その</b>使命のなかで医師を養成する目的と教育指針として<b>以下の内容</b>の概略を定めなくてはならない。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b><u>1.2 注釈、B2.5.4、2.5 注釈</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [組織自律性]とは、教育の<b>主要</b>な分野、(以下略) (1.2 注釈)</li> <li>・ <b>主要</b>な診療科で学修する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)</li> <li>・ [主要な診療科で学修する時間]には、ローテーションとクラークシップが含まれる。(2.5 注釈)</li> <li>・ [主要な診療科]には、内科(各専門科を含む)、(以下略)  <b>日本版注釈</b>: 診療参加型臨床実習を効果的に行うために、<b>主要</b>な診療科では、原則として1診療科あたり<b>連続して</b>4週間以上を確保することが推奨される。(2.5 注釈)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [組織自律性]とは、教育の<b>重要</b>な分野、(以下略) (1.2 注釈)</li> <li>・ <b>重要</b>な診療科で学修する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)</li> <li>・ [重要な診療科で学修する時間]には、ローテーションとクラークシップが含まれる。(2.5 注釈)</li> <li>・ [重要な診療科]には、内科(各専門科を含む)、(以下略)  <b>日本版注釈</b>: 診療参加型臨床実習を効果的に行うために、<b>重要</b>な診療科では、原則として1診療科あたり4週間以上を確保することが推奨される。(2.5 注釈)</li> </ul>

新 (Ver. 2.34)	旧 (Ver. 2.33)
<p><b>B1.3.6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療を受ける側からの要請、医療を提供する側からの要請、<u>その他の社会からの要請</u> (B 1.3.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療からの要請、医療制度からの要請、<u>そして社会的責任</u> (B 1.3.6)</li> </ul>
<p><b>2.5 注釈</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[計画的に患者と接する]とは、学生が<u>学んだこと</u>を診療の状況の中で活かすことができるよう、目的と頻度を十分に考慮することを意味する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[計画的に患者と接する]とは、学生が<u>教育</u>を診療の状況の中で活かすことができるよう、目的と頻度を十分に考慮することを意味する。</li> </ul>
<p><b>2.7 注釈、4.4 注釈</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[権限を有するカリキュラム委員会]は、(中略)学生評価およびコース評価/授業評価の立案と実施のために裁量を任された資源について配分を決定することができる。(領域8.3参照) <u>日本版注釈：カリキュラム委員会等においては、学生代表等の参加が望ましくない議題を含む場合がある。その際は学生の代表等が一時的に退席するなどの方法をとることが可能である。</u> (2.7 注釈)</li> <li>[学生の参加]には、学生自治、カリキュラム委員会や関連教育委員会への参加、および社会的活動や地域での医療活動への参加が含まれる。(B 2.7.2 を参照) <u>日本版注釈：カリキュラム委員会等においては、学生代表等の参加が望ましくない議題を含む場合がある。その際は学生の代表等が一時的に退席するなどの方法をとることが可能である。</u> (4.4 注釈)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[権限を有するカリキュラム委員会]は、(中略)学生評価およびコース評価/授業評価の立案と実施のために裁量を任された資源について配分を決定することができる。(領域8.3参照) (2.7注釈)</li> <li>[学生の参加]には、学生自治、カリキュラム委員会や関連教育委員会への参加、および社会的活動や地域での医療活動への参加が含まれる。(B 2.7.2 を参照) (4.4 注釈)</li> </ul>

新 (Ver. 2.34)	旧 (Ver. 2.33)
<p><b>B4.1.2、4.1 注釈、4.2 注釈</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 身体に不自由がある学生の<u>受け入れ</u>について、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)</li> <li>• [身体に不自由がある学生の<u>受け入れ</u>の方針と対応]は、国の法規に準じる必要がある。</li> </ul> <p><u>日本版注釈：身体に不自由がある学生の受け入れの方針と対応は、入学後のカリキュラムの実施に必要な事項を踏まえる必要がある。</u>(4.1 注釈)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• [アドミッション・ポリシーの定期的な見直し]は、(中略)さらに、経済的・社会的に恵まれない学生やマイノリティのための特別な募集枠や<u>受け入れ</u>に向けた指導対策などの潜在的必要性など、(以下略)(4.1 注釈)</li> <li>• [地域や社会からの健康に対する要請]には、経済的・社会的に恵まれない学生やマイノリティのための特別な募集枠や<u>受け入れ</u>に向けた指導対策などの潜在的必要性など、(以下略)(4.2 注釈)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 身体に不自由がある学生の<u>入学</u>について、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)</li> <li>• [身体に不自由がある学生の<u>入学</u>の方針と対応]は、国の法規に準じる必要がある。(4.1 注釈)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• [アドミッション・ポリシーの定期的な見直し]は、(中略)さらに、経済的・社会的に恵まれない学生やマイノリティのための特別な募集枠や<u>入学</u>に向けた指導対策などの潜在的必要性など、(以下略)(4.1 注釈)</li> <li>• [地域や社会からの健康に対する要請]には、経済的・社会的に恵まれない学生やマイノリティのための特別な募集枠や<u>入学</u>に向けた指導対策などの潜在的必要性など、(以下略)(4.2 注釈)</li> </ul>
<p><b>B4.3.2、B7.1.1、B9.0.1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援する<u>仕組み</u>を提供しなければならない。(B 4.3.2)</li> <li>• カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタする<u>仕組み</u>を設けなければならない。(B 7.1.1)</li> <li>• 教育<u>プログラム</u>の教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を策定しなくてはならない。(B 9.0.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援する<u>プログラム</u>を提供しなければならない。(B 4.3.2)</li> <li>• カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタする<u>プログラム</u>を設けなければならない。(B 7.1.1)</li> <li>• 教育(<u>プログラム</u>)の教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を策定しなくてはならない。(B 9.0.1)</li> </ul>

新 (Ver. 2.34)	旧 (Ver. 2.33)
<p><b>6.2 注釈</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• [臨床実習施設]には、(中略)在宅などのプライマリ・ケア、<b>保健所</b>、およびその他の地域保健に関わる施設などが含まれる。(以下略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• [臨床実習施設]には、(中略)在宅などのプライマリ・ケア、<b>健康管理センター</b>、およびその他の地域保健に関わる施設などが含まれる。(以下略)</li> </ul>
<p><b>B6.4.3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究の施設・設備と重要性を<b>明示</b>しなければならない。(B 6.4.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究の施設・設備と重要性を<b>記載</b>しなければならない。(B 6.4.3)</li> </ul>
<p><b>Q6.4.2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学生が<b>医学の研究開発</b>に携わることの奨励と準備 (Q 6.4.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学生が<b>医学研究や開発</b>に携わることの奨励と準備 (Q 6.4.2)</li> </ul>
<p><b>B7.3、Q7.3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 医学部は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の項目に<b>関連して</b>、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。(B7.3)</li> </ul> </li> <li>• 医学部は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の項目に<b>関連して</b>、学生と卒業生の実績を分析すべきである。(Q7.3)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 医学部は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の項目に<b>関して</b>、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。(B7.3)</li> </ul> </li> <li>• 医学部は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の項目に<b>関して</b>、学生と卒業生の実績を分析すべきである。(Q7.3)</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>Q7.3.2、7.3 注釈</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 入学<b>資格</b> (Q 7.3.2)</li> <li>• [背景と状況]には、学生を取り巻く社会的、経済的、文化的環境が含まれる。 <b>日本版注釈</b>：<u>[入学資格]とは、日本において学校教育法や学校教育法施行規則に、大学資格や編入学が定められている。</u>(7.3 注釈)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入学<b>時成績</b> (Q 7.3.2)</li> <li>• [背景と状況]には、学生を取り巻く社会的、経済的、文化的環境が含まれる。(7.3 注釈)</li> </ul>

新 (Ver. 2.34)	旧 (Ver. 2.33)
<p><b>8.2 下位領域名、B8.2.1、Q8.2.1、8.2 注釈</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8.2 教学における執行部</li> <li>医学教育プログラムの策定と管理に関する教学における執行部の責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)</li> <li>教学における執行部の評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)</li> <li>[教学における執行部]とは、教育、研究、診療における教学の事項の決定に責任を担う役職を指し、(以下略)(8.2 注釈)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8.2 教学のリーダーシップ</li> <li>医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)</li> <li>教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)</li> <li>[教学のリーダーシップ]とは、教育、研究、診療における教学の事項の決定に責任を担う役職を指し、(以下略)(8.2 注釈)</li> </ul>

以上